

生体電磁環境に関する検討会の公開について

1 会議について

本検討会の会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利および利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合、その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

2 会議で使用した資料について

(1) 取り扱い

本検討会の会議で使用した資料については、原則として公開とする。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利および利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合、その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 公開の方法

一般からのアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。

3 議事要旨について

(1) 取り扱い

本検討会の会議については、原則として議事要旨を作成し、公開する。

(2) 公開の方法

事務局において、検討会開催後議事要旨を速やかに作成し、構成員の承認を得て、一般のアクセスが可能な総務省のホームページに掲載し、公開する。